

人民銀行・外管局、対外貸付管理弁法を公布

中国人民銀行・国家外貨管理局は2026年3月20日、《国内企業の対外貸付管理弁法に関する通知》（銀発〔2026〕第63号、以下、本弁法）を公布しました。本弁法は2026年4月20日より施行されます。

本弁法は、子親ローンなどの対外貸付業務において、人民元と外貨建てで従来異なっていた管理規定を統一し運用するものです。本弁法により、対外貸付期間は5年以内、ロールオーバーは原則1回までとして、通貨種類を問わず同一要件で管理されます。また対外貸付のマクロプルーデンス係数が0.5から0.6に引き上げられ、対外貸付可能な限度額が拡大されます。

本弁法の原文については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/2026032016195944841/index.html>

<本弁法の概要>

1. 対外貸付登記について

■ 対外貸付とは

- 国内の非金融企業（以下、貸付人）から国外企業（以下、借入人）宛のクロスボーダー貸付（ex. 中国現地法人から国外親会社宛の子親ローンなど）

■ 登記制度

- 対外貸付契約の締結後、借入人への貸付実行前に、貸付人は登記地の外管局で登記手続き申請
- 対外貸付の登記完了後2年超を経過した場合、未使用分については自動的に失効

■ 取扱要件

- 貸付人が対外貸付登記（新規・変更・ロールオーバー含む）を申請する際、以下の条件に合致すること
 - ① 貸付人は法令に基づき設立登記され、設立から1年以上経過し、直近3年間に重大な法律規定違反がないこと（設立3年未満の場合、設立以降で重大な法律規定違反がないこと）
 - ② 借入人は法令に基づき設立登記され、良好な経営実績を継続しており、直近3年間に重大な法律規定違反がないこと（設立3年未満の場合、設立以降で重大な法律規定違反がないこと）
 - ③ 貸付人と借入人は、直接または間接的な資本関係にあり、または同一親会社が直接または間接的に出資していること
 - ④ 貸付人の対外貸付残高は、その対外貸付限度額を超過していないこと

- ⑤ 貸付人が同一の借入人に対して貸付する対外貸付金額・残高は、借入人の実態の経営状況に適合しており、資金用途は関連規定に合致していること
- ⑥ 貸付利率は商業原則に合致していること
- ⑦ 貸付期間は商業原則に合致しており、原則として6月から5年以内に設定すること
- ⑧ 貸付人の既存の対外貸付の元利金は期日通り回収されていること、および借入人に延滞がないこと（ロールオーバー登記手続き申請の場合を除く）

■ 新規登記申請時の必要書類

- 貸付人は、以下の書類を準備し、登記地の外管局で登記手続き申請
 - ① 資金利用計画、返済計画、貸付人・借入人の経営状況、既存の対外貸付取組状況などを記載した書面による申請書、および《対外貸付業務登記申請表》
 - ② 貸付人・借入人が法令に基づき設立登記されていること、および両者の資本関係を証明する書類
 - ③ 対外貸付契約書（貸付金額、利率、期間、通貨、元本返済・利息支払方式、資金使途などの内容を含むが、これに限らない）
 - ④ 貸付人の直近一期の監査済み財務報告書、借入人の直近一期の財務報告書

■ 変更・抹消登記

- 対外貸付契約書の条件に変更が生じた場合、貸付人は登録地の外管局で変更登記手続き申請
- 対外貸付の元利金が全額回収された場合、または登記完了後に資金利用計画がなくなった場合貸付人は当該対外貸付業務を取り扱った取引銀行で抹消登記手続き申請

■ 貸付限度額管理

- 対外貸付限度額はマクロブルーデンス係数を適用し、対外貸付残高はその対外貸付限度額を超過してはならない

対外貸付残高	対外貸付限度額
$\Sigma \text{対外貸付残高} + \Sigma \text{外貨対外貸付残高} \times \text{通貨転換係数}(0.5)$	$\leq \text{直近一期の監査済み純資産} \times \text{マクロブルーデンス調節係数}(0.6) \times \text{今回引上げ}$

2. 管理規定・取扱基準

■ 資金原資

- 貸付人は、自己資金（自己保有の人民元資金および外貨転資金、外貨資金）を貸付原資とし個人資金や自身の債務、調達資金の利用不可

■ 資金使途

- 対外貸付契約書に定められた用途の範囲で資金を利用し、以下の規定に従う
 - ① 国家の法律・法規およびマクロコントロールの関連要件に違反しないこと
 - ② 借入人の経営範囲以外の支出に対する直接または間接的な使用は不可
 - ③ 対外直接投資、証券投資などの管理政策を回避する目的での使用は不可
 - ④ アンチマネーロンダリング、アンチテロ融資などの関連規定に違反しないこと

■ 口座管理

- 貸付人は、登記地の外管局管轄内に所在する銀行で対外貸付専用口座を開設
- 複数の対外貸付に対して、一つの対外貸付専用口座の共用可能

■ 通貨種類

- 人民元建て対外貸付登記した場合、原則として人民元で貸付実行・回収
- 外貨建て対外貸付登記した場合、原則として外貨で貸付実行・回収
(外貨通貨種類は、実際の状況に応じて選択可能)

■ ロールオーバー管理

- 一つの対外貸付についてロールオーバーは原則 1 回までとする
- 借入人は元利金の返済義務を回避する目的でロールオーバーしてはならない
- 貸付人は対外貸付期限到来日の 30 日前までに、登記地の外管局でロールオーバー登記手続き申請

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心12階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区通協路269号
建滔商業広場5号楼7階
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心13階T30室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心
北楼16階1601、1605-1606、
1608、1615、1628-1629室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。